

「奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営業務委託」に係る

公募型プロポーザル募集要項

1 公募の目的

平成元年4月22日に開館した奈良市ならまちセンターは市民文化ホール、図書館、連絡所で構成された複合施設であり、猿沢池対岸から興福寺五重塔を望む絶景ポイントに近く、ならまち活性化の拠点として絶好の立地条件下にあります。

この複合施設である利点を活かしながら、奈良の魅力をより深く感じていただくための憧れと発見の知的空間として、またならまちに賑わいをもたらす拠点とし、猿沢池周辺の誘客力増強施設としての運営を実現するために、この業務委託の受託候補者を選定するプロポーザルを公募により実施します。

2 公募事項

(1) 業務名

奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで（その後、特に問題なければ1年ごとの自動更新）

※なお、運営事業者が本契約期間内に本契約を解除するときは、契約期間満了の6か月前までに一般財団法人奈良市総合財団へ書面にて申し出てください。

(4) 保証金 免除

(5) 契約形態 一般財団法人奈良市総合財団と運営事業者の間で、奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営業務委託契約を締結します。

(6) 募集する提案の内容

提案書は本業務の目的を念頭に、下記の項目について作成してください。

- 明確なコンセプトの提案
- 店名の提案
- 飲食スペースの客層・利用状況を想定した営業形態やメニューの提案
- 情報スペースや芝生広場でのアートイベントをはじめとする市民が文化芸術に触れる機会を提供するワークショップやアートイベント等の企画の提案（令和3年度の情報スペースでの事業費は200万円、芝生広場での事業費は50万円を上限とした内容で提案すること。）
- 奈良市ならまちセンターが複合施設であることを考慮した企画の提案
- 関連物品販売の提案
- 情報コーナーや芝生広場の有効な活用方法の提案
- 新たな顧客創出を図るための提案
- その他、収支計画、業務スケジュール等の提案

3 建物及び周辺の概要

(1) 奈良市ならまちセンターの概要（既設）

名称	奈良市ならまちセンター
所在地	奈良市東寺林町38番地
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するための施設
施設について	市民文化ホール、会議室等、中央図書館、東寺林連絡所で構成されている複合施設

	市民文化ホール、会議室等の指定管理者は一般財団法人奈良市総合財団、中央図書館と連絡所は奈良市の直営施設。
休館日	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、休日の翌日、12月28日～翌年1月4日まで
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
建築面積	2296.89㎡
入館者数	平成29年度 市民文化ホール71,066人 図書館95,975人 連絡所22,062人 平成30年度 市民文化ホール74,248人 図書館95,224人 連絡所19,965人 令和元年度 市民文化ホール70,988人 図書館94,233人 連絡所19,433人

(2) 規制

奈良市ならまちセンターの敷地は商業地域であり、屋外広告物等において規制が設けられています。また、同地区は準防火地域に指定されており、一定の建築物を耐火建築物や準耐火建築物に、あるいは一部分を防火構造にするなど、建築物の構造や材質にも規制が設けられています。内装整備にあたっては、各種法令を遵守してください。

4 応募の資格

応募することができるのは、奈良市ならまちセンター飲食等スペース運営の公募の目的を理解し、契約等の期間において安全かつ円滑に運営を実施することができる法人又は企業共同体とします。

ただし、法人又はその代表者が次の各号に該当する場合は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者
- ③ 市町村民税（法人市町村民税及び個人市町村民税）を滞納している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
- ⑤ 下記に規定する欠格事項に該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）
 - イ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人
 - ウ アからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人
 - エ 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人
 - オ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人
- ⑥ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

【複数の法人が共同体を結成して申請する場合】

共同体を構成する全ての法人及びその代表者が上記の①から⑥までに該当しないものであること。

5 申請の手続

申請者は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式1-1又は様式1-2） 1部
提出後に記載内容に変更が生じた場合は、参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-3）を提出のこと（様式1-3） 1部
- ② 誓約書（様式2） 1部
- ③ 提案書
ア 提案書表紙（様式3） 1部
イ 提案書 10部（A4サイズ）
- ④ 団体の概要（様式任意） 10部
- ⑤ 団体の役員名簿 10部
- ⑥ 今回の委託業務内容と同種の業務の実績（様式4） 10部
- ⑦ 業務推進組織体制表（様式5） 10部
- ⑧ 業務内容に資格・免許等が必要とされる場合は、その資格・免許等の写し 1部
- ⑨ 団体の定款及び登記事項証明書（登記事項証明書：申請日の3ヵ月以内に交付のもの）1部
- ⑩ 団体の直近年度の決算書（事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類） 1部
- ⑪ 団体が令和元年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等） 1部
- ⑫ 法人の代表者が令和元年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等） 1部

(2) 提出の方法

上記（1）を提出してください。

- ① 奈良市ならまちセンターへ直接提出
- ② 奈良市ならまちセンターへ郵送にて提出（但し、特定記録郵便扱いとすること）
※郵送の場合、提出期間内に必着とする。上記以外の方法での提出は認めないものとする。

(3) 申請の受付期間

令和3年4月9日（金）から令和3年5月9日（日）までの各日午前9時から午後5時まで。
※休館日（4/12. 4/19. 4/26. 4/30. 5/6）を除く

(4) 申請に当たっての注意事項

- ① 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- ② 申請は、1団体につき1件のみとします。共同体の構成団体等が、単独で又は他の共同体を結成して申請することもできません。なお、役員等の構成員や本拠地から、実質的に同一の団体と見られるものは、1団体とみなします。
- ③ 申請の際に提出した書類は、返却しません。
- ④ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められません。ただし、面接審査会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な追加資料の提示は構いません。
- ⑤ 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 申請の際に提出した書類及びそこに記された情報は、一般財団法人奈良市総合財団個人情報保護要綱第2条に規定する個人情報に該当するものを除いて公開する場合があります。
- ⑦ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請者の都合により申請を取りやめる場合は、申請者は、直ちにその旨を書面で届出してください。
- ⑧ 申請書類に虚偽があった場合や申請者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

6 募集に関する質問の受付

この募集要項及び企画提案仕様書等に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行います。

提出方法	令和3年4月20日（火）までに、持参、郵送、信書便、FAXのいずれかの方法で、奈良市ならまちセンターへ別紙「募集要項等に関する質問票」（様式6）を提出してください（必着）。 電話等口頭での質問は、受付することができません。
回答方法	質問に対する回答は、奈良市ならまちセンターホームページにて随時公開します。個別に回答は行いません。

7 現地説明会の開催

現地説明会の開催日時 令和3年4月16日（金）午前10時から

奈良市ならまちセンターの現地説明を希望される場合は、次のとおり受付及び案内を行います。

提出方法	令和3年4月14日（水）までに、持参、郵送、信書便、FAXのいずれかの方法で、奈良市ならまちセンターへ別紙「奈良市ならまちセンターの現地説明会申込書」（様式7）を提出してください（必着）。
詳細連絡	申込書の受理後、現地説明会の詳細を連絡します。

8 選定の基準及び方法

(1) 選定の基準

事業計画書の内容が次の各条件を満たし、能力や人員、実績等に鑑みて奈良市ならまちセンター情報・飲食・物販スペースの運営を行える者を、契約等の候補者として選定します。

- ①別紙「仕様書」の企画提案における条件を満たしたものであること。
- ②市民や施設を訪れる方々の平等利用を確保できるものであること。
- ③当公募の目的を踏まえ、その効果を最大限に発揮させるものであること。

(2) 選定の方法

選定に当たっては、一般財団法人奈良市総合財団奈良市ならまちセンタープロポーザル審査委員会において書類審査及び面接審査を行います。選定の結果については、申請を行った団体に文書で通知するとともに、奈良市ならまちセンターのホームページでも公開します。

日程は概ね次のとおりです。

書類及び面接審査	令和3年5月21日（金） 午後2時から（予定） 審査の対象となる団体へ詳細が決定次第、通知します。
選定	令和3年5月下旬（予定）

(3) 面接審査について

書類審査の結果基準を満たした団体については、面接審査を行います。

実施場所	奈良市ならまちセンター 3階会議室
実施時間	1団体30分までとします。 申請者によるプレゼンテーションを15分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含みます。
会場設営	会場には長机、椅子、スクリーン、プロジェクター（映像入力：D-SUB15ピン、Mac等、他と規格が違ふと思われる場合はその変換もご準備ください。）電源、ホワイトボードの設備がありますが、プレゼンテーションにあたりパソコン等必要な場合は申請者が用意してください。

(4) 評価項目及び得点配分 (100点満点)

- ① 業務実績・経営安定性 (配点10点)
- ② 意欲・積極性 (配点10点)
- ③ 企画力 (配点20点)
- ④ 運営力・実施体制 (配点20点)
- ⑤ 新型コロナ感染対策 (配点20点)
- ⑥ 収支計画 (配点20点)

9 契約等及びその後の手続

奈良市ならまちセンタープロポーザル審査委員会において選定された事業者と、契約等をいたします。但し、選定後、当該事業者と契約等を行うことが適当でないと認められる事由が判明した場合は、契約等をしない場合があります。また、契約等の後であっても、当該事業者と契約等を行うことが適当でないと認められる事由が判明した場合は、契約等を取り消す場合があります。

なお、契約等を行うことが適当でないと認められる事由が判明したことにより契約等をしなかった場合及び契約等を取り消した場合、事業の実施の準備のために事業者が支出した費用等については、補償しません。

10 募集要項等の入手方法

この募集要項と各種申請様式、その他関係資料については奈良市ならまちセンターのホームページからダウンロードすることができます。

11 申請書類提出先及び問い合わせ先

〒630-8362 奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター 1階総合事務所 担当： 村井 ・ 寺林

電話0742-27-1151 fax0742-27-1152

休館日 月曜日 (月曜日が祝日の場合はその翌日)、休日の翌日